

## 設計業者等の方へのお願い

【都市計画施設等の区域内における建築制限を受ける施主等への  
説明について】

都市計画施設の区域、または市街地開発事業の施行区域内に建築物を計画する場合は、将来の都市計画の実現のための事業の支障とならないようにするため、都市計画法第53条の規定に基づく許可が必要となります。

また、建築物に対する許可でありますので、譲渡、または相続等により許可後に権利を承継された方にも及びます。

つきましては、当該申請により許可を受けた設計業者、申請の代理者、建築物の販売業者の方におかれましては、施主及び建築物の権利を取得することとなる方々に対しましても、当該建築物にかかる都市計画法上の建築制限内容を十分に説明いただけるようお願いいたします。

事務担当 計画建築部 開発業務課  
電話 0466(25)1111(代)  
内線4222  
0466(50)3538(直)